

第二十一号議案

江戸川区行政手続条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区行政手続条例の一部を改正する条例

江戸川区行政手続条例（平成七年三月江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「。以下同じ」を削る。

第十五条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四

項」を、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」と」を「第二十八条第三号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

付 則

この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(説明)

行政手続法（平成五年法律第八十八号）の改正を踏まえ、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法に関する規定を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。